

令和2年度第1回
原子力防災に関する連絡会議

会 議 録

日 時：2020年7月28日（火）午後1時30分開会
場 所：札幌国際ビル 8階 国際ホール

1. 開 会

【北海道（原子力安全対策課 片岡課長補佐）】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和2年度第1回原子力防災に関する連絡会議を開催いたします。

まず初めに、北海道総務部危機対策局原子力安全対策課長の村松より、開催に当たりご挨拶申し上げます。

【村松原子力安全対策課長】 北海道原子力安全対策課長の村松でございます。

本日は、ご多用のところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

皆様方には、日頃から原子力防災対策の推進にご理解、ご協力賜りまして、厚くお礼を申し上げたいと思います。

本会議は、万一、原子力災害が発生した場合、住民避難が円滑に行えますよう、後志管内の避難元自治体と避難先自治体との間で情報共有を図ることを目的として開催しておりまして、今回で15回目になります。この間、皆様方にご協力いただき、繰り返し訓練を行うなどしながら、原子力防災体制の整備に取り組んできたところでございます。

さて、今日の会議は、新型コロナウイルス等の感染症流行下における原子力災害時の防護対策や、今年度の原子力防災訓練につきましてご説明させていただこうと思っております。その後、北海道電力株式会社から原子力事業者防災業務計画の修正や、ただいまの審査状況について説明いただくことにしております。

特に、感染症流行下における原子力災害時の防護対策についてですが、後ほど、担当より詳しくご説明させていただきたいと思っておりますけれども、避難先における対応につきましては、一般災害のときと何ら変わるものではございません。原子力災害の場合には、あらかじめ避難先として宿泊施設を設定しておりまして、そういう意味では、柔軟かつ確実な対応が取れると我々は考えております。

いずれにしましても、道といたしましては、原子力防災対策に終わりが無いという認識の下、より実効性のある防災体制の構築に向けて不断に取り組んでいかなければならないと考えておりますので、引き続き、皆様方のご理解、ご協力をお願いいたしますとともに、本日は、せっかくの機会ですので、幅広いご意見、ご要望をお聞かせいただければと思っております。

以上、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

【北海道（原子力安全対策課 片岡課長補佐）】 それでは、議事に入らせていただく前に、配付している資料の確認を行います。

資料1の新型コロナウイルス等の感染症流行下における原子力災害時の防護対策について、資料2-1としまして、令和2年度原子力防災に係る訓練計画、資料2-2としまして、令和2年度北海道原子力防災総合訓練について、それから、参考資料としまして、原子力防災計画に基づく通報連絡体制及び通報連絡方法についてということで、計4点をお手元にご用意しております。

不足等ございましたらお知らせいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

都度、何かありましたらお知らせいただければと思います。

また、ただいまの挨拶にもありましたとおり、その他のところで北海道電力から説明をいただきますが、その資料を後ほど配付させていただきます。

それでは、これ以降の議事進行は、当会議運営要領の4の(2)に基づき、原子力安全対策課長が行うこととします。よろしく申し上げます。

2. 議 事

【村松原子力安全対策課長】 それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

まず、議題(1)の新型コロナウイルス等の感染症流行下における原子力災害時の防護対策についてでございます。

事務局から説明いたします。

【北海道(原子力安全対策課 齊藤係長)】 原子力安全対策課防災係の齊藤と申します。

私からは、北海道における新型コロナウイルス等感染症流行下における原子力災害時の防護対策につきまして、資料1に基づき説明させていただきます。

皆様におかれましても、既に様々な感染症対策の取組をされていると思いますけれども、原子力災害時におきましても、被ばくのリスクを防ぐ防護対策と感染症対策を両立させ、感染症流行下での原子力防災対策に万全を期す必要がございますことから、対策の基本的な考えをお示しした資料となっております。

まず、1の対策の基本についてでございますが、2点挙げさせていただきます。

まず一つ目の丸は、避難や一時移転などの防護対策の各過程におきまして、感染者とそれ以外の方との分離、また、人と人との距離の確保など、密集、密接、密閉のいわゆる3密を避ける感染症予防対策の徹底を行うこと、これは、原子力災害に限らず、自然災害等も同様の取扱いとなっております。

二つ目の丸は、原子力特有のものでございます。放射性物質放出後における屋内退避やバス避難時は、被ばくのリスクを避けるため、原則、換気は行わない対策を行うこととなっております。

これらの基本を踏まえた上で、2の各防護対策の主な具体的対応方法を記載させていただいております。バス避難時、屋内退避時、一時滞在場所や避難先ホテルの3点の対応を書かせていただいております。

まず、バスでの避難時の対策でございますけれども、先ほども申しましたとおり、感染者、感染の疑いのある者、それ以外の者は別々の車両で避難を行うこととする。2点目は、車内でのマスクの着用、間隔を空けて着席、手指の消毒の徹底等の対策や、放射性物資放出前につきましては、被ばくのリスクがございませんので、しっかり換気を実施するなど、地域の感染状況や災害発生状況、車両確保の状況に応じまして柔軟に対応していくということにさせていただきます。

なお、バスの確保につきましては、バス協会やバス事業者との連携を密にしながら、引き続きバスの確保に努めてまいり所存でございます。

3点目ですが、放射性物質放出後においては、UPZ内をバスが走行している際は、窓を開けたり、エアコンによる外気導入は被ばくのリスクがございますので、これを避けるため、原則行わないこととしております。

また、UPZ避難時におきましては、密を避けるため、状況に応じまして、避難のタイミングを分けたりという分散避難等の実施も検討してまいります。

続きまして、屋内退避時でございますが、こちらも、屋内退避の指示が出ている間につきましては、被ばくのリスクを避けるため、原則、換気は行わないこと。そして、放射線防護施設等の屋内退避施設では、密集、密接を避けるため、できる限り人と人との距離の確保することを基本としつつ、困難な場合につきましては、リスク状況に応じてですが、自宅での屋内退避やUPZ外の一時的滞在場所、避難先ホテルへ先に避難を実施することも検討してまいります。

最後に、一時的滞在場所や避難先ホテルでの対策でございますが、こちらは、被ばくのおそれがございませんので、さきに改正されました北海道版避難所運営マニュアルのとおり、自然災害時と同じように感染症対策をしっかりと実施していくこととなります。

なお、避難先ホテルが感染症軽症者の受入れ施設となっており、感染症対策に使用されている場合などにつきましては、道のほうで調整いたしまして、代替施設の確保等を行ってまいります。

今後につきましては、内閣府がお示ししている各種方針等を踏まえた上で、各自治体や関係機関との協議をしっかりと進めながら、計画等への反映、地域防災計画や泊地域の緊急時対応への反映、また、原子力防災訓練での実践を通じまして、より実効性のある取組を進めてまいりますので、今後とも引き続きご協力等をよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

【村松原子力安全対策課長】 ただいま説明のあった事項につきまして、ご質問、ご意見等がございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

【村松原子力安全対策課長】 それでは、最後に時間を取らせていただきますので、何かありましたらそのときをお願いいたします。

それでは次に、議題(2)の令和2年度北海道原子力防災訓練について、事務局から説明いたします。

【北海道(原子力安全対策課 酒井主任)】 道庁原子力安全対策課の酒井と申します。

今年度の訓練等について説明させていただきます。

資料2-1をご覧ください。

こちらは、今年度の訓練計画を取りまとめたものです。

1の北海道原子力防災訓練については、(1)外国人観光客等避難誘導訓練、(2)総

合防災訓練、（３）代替オフサイトセンター開設訓練を行う予定です。

このうち、（１）の外国人観光客等避難誘導訓練については、昨年度から総合訓練とは別に要素訓練として実施しているもので、原子力災害時における外国人観光客や在住外国人の避難が円滑に行われるよう、宿泊施設や国際交流団体との連携のもと、外国人への多言語による情報伝達や避難誘導等の訓練を実施し、緊急時の対応手順の確認や防災対策に関する理解促進を図ることを目的に実施しているところです。

訓練の実施時期については、今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、実施時期や場所を検討しているところです。今後、訓練の実施に当たっては、関係機関の皆様のご協力をいただきますよう、お願いいたします。

（２）の総合防災訓練については、毎年度実施しているもので、防災関係機関が協力して原子力防災対策を円滑に実施できるよう、関係機関の連携、防災業務関係者の防災技術の向上を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚や防災対策に関する理解促進を図ることを目的に実施しているものです。

訓練日は、記載のとおり１０月３１日の土曜日に実施する予定です。

訓練は、例年、平日に実施していたところですが、昨年度の訓練結果へのご意見として、より多様な方が訓練に参加できるよう休日での訓練の実施も検討することというご意見があったことから、今年度の訓練は土曜日に実施することとしております。

また、昨年度は、意思決定訓練と実動訓練を分けて２日にわたって訓練を実施したところですが、意思決定訓練と実動訓練を連動した訓練も重要とのご意見をいただきましたので、今年度については、意思決定訓練と実動訓練を連動させ１日で訓練を実施することとしています。

詳細については、この後、資料２－２で説明させていただきます。

（３）の代替オフサイトセンター開設訓練については、今年度初めて実施するもので、オフサイトセンターが機能不全に陥った場合を想定し、代替オフサイトセンターである喜茂別町農村環境改善センターへの移転に係る意思決定及び開設訓練を行う予定です。

訓練日は来年２月頃を予定しています。今後、訓練実施に向けて、関係機関の皆様と調整等をさせていただくこととなりますので、よろしく申し上げます。

次に、２の通信連絡訓練についてですが、複合災害を含む原子力災害時の初期対応における通信連絡手順や応急活動を確認し、道及び関係町村担当者の対応能力の向上を図ることを目的に、毎月実施しているものです。

通報連絡体制及び通報連絡方法については、既に皆様もご承知のこととは思いますが、確認の意味を含めてご説明させていただきます。参考資料の原子力防災計画に基づく通報連絡体制及び通報連絡方法（緊急時）をご覧ください。

１の通報連絡体制については、P A Z及びU P Zの町村に対しては、事業者、原子力規制委員会及び道原子力安全対策課から通報連絡があります。

避難先等の市町村には、道原子力安全対策課から通報いたします。

それ以外の道内の市町村には、各振興局を通じて情報提供を行うことになっています。
次に、2の通報連絡方法についてです。

①のPAZ・UPZの町村については、専用回線電話及びIP-FAXによる連絡となります。

②の避難先等の市町村については、対象市町村に原子力安全対策課より電子メールを一斉送信いたします。

③のそれ以外の道内市町村については、各振興局を通じて電子メールでご連絡いたします。

②の避難先等となる市町村については、例年、2回ほど通信連絡訓練を実施しており、今年度も8月に訓練の実施を予定しています。実施予定日は8月20日を予定しておりますが、日にち等を含め、改めて訓練のご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、ご対応をお願いいたします。

資料2-1に戻っていただきまして、3の原子力災害現地対策本部図上演習（オフサイトセンター運営訓練）についてですが、関係自治体や防災関係機関のオフサイトセンター参集要員を対象に、オフサイトセンターの運用に関する知識・技術の習得・向上を図ることを目的に実施しているものです。

今年度は10月頭頃に実施する予定です。総合防災訓練の前にオフサイトセンターの機器等を触れる機会でもありますので、オフサイトセンター参集要員に参加いただけるようご配慮をよろしくお願いいたします。

4の緊急時モニタリング訓練については、緊急時モニタリング要員を対象に緊急時モニタリング活動を円滑に実施できるよう、緊急時モニタリングに関する知識・技術の習得を図ることを目的に実施しています。訓練は、7月から10月にかけて実施していますが、こちらの訓練も要員にご参加いただけるようご配慮をお願いいたします。

最後に、5の町村が行う個別訓練については、各町村が実施する個別訓練について、北海道として積極的な支援を行わせていただきますので、前広にご相談いただければと思います。

資料2-1は以上です。

続きまして、10月31日の総合防災訓練について、資料2-2でご説明させていただきます。

訓練の目的、主催、実施日時は先ほどの説明のとおりです。

訓練内容は、国の原子力災害対策指針で定められた避難の判断基準に基づく段階的な住民避難を円滑に行うため、以下に記載の訓練の実施に向け、関係機関と調整させていただいているところです。また、訓練の実施に当たりましては、感染症への対策に万全を期すことはもちろんのこと、資料1で説明のあった感染症流行下における原子力災害時の防護対策の実践を行いたいと考えているところです。

主な訓練としては、意思決定訓練のオフサイトセンター運営訓練、災害対策本部等運営

訓練、実動訓練の住民避難訓練、原子力災害医療活動訓練、緊急時環境放射線モニタリング訓練を実施予定です。

住民避難訓練については、P A Zの泊村、共和町の避難と、U P Zは泊発電所から南側の岩内町、寿都町、蘭越町、ニセコ町で一時移転訓練を行う予定です。

訓練後は、訓練に参加いただいた住民に対するアンケート調査や防災関係機関に対する事後調査等により、次年度以降の訓練に向けた課題等を把握、整理することとしております。

新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、訓練実施に向けて準備を進めさせていただきたいと思っておりますので、関係機関の皆様にはご協力をお願いいたします。

私からは以上です。

【村松原子力安全対策課長】 ただいま説明のあった事項につきまして、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

【村松原子力安全対策課長】 道からの説明は以上になりますが、以上の2点について何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

【村松原子力安全対策課長】 それでは、続いて、北海道電力から資料の説明をいただきますが、資料の配付と説明者の席の交代をいたしますので、しばらく休憩といたします。

[休 憩]

【村松原子力安全対策課長】 それでは、会議を再開させていただきます。

ただいま配付しました資料につきまして、北海道電力株式会社からご説明をお願いします。

【北海道電力（成田原子力担当部長）】 北海道電力総務部立地室の成田です。

日頃より大変お世話になっております。

本日は、当社の業務につきまして、このような説明の機会を設けていただきまして、大変ありがとうございます。

まず初めに、当社の出席者を紹介させていただきます。

私の隣から、原子力事業統括部原子力業務グループリーダーの板谷でございます。

同じく、原子力土木第1グループリーダーの泉でございます。

同じく、原子力建築グループリーダーの野尻でございます。

それでは、着席して説明させていただきます。

本日は、当社から、4点について続けて一通りご説明いたします。

まず、資料1の泊発電所原子力事業者防災業務計画の修正についてをご覧ください。

この事業者防災業務計画は、原子力災害対策特別措置法に基づいて毎年検討を加えまし

て、必要であると認められる場合は、所要の修正を行って、内閣総理大臣及び原子力規制委員会へ届け出ております。

今年は、3月27日に修正の届出を行っておりますので、修正の概要についてご説明いたします。

裏面の添付資料と書かれたページの上側の表をご覧ください。

表の一番上に記載しております一般送配電事業の分社化に伴う修正でございます。

当社は、これまで、発電事業、送配電事業、小売電気事業を一貫体制で運営してきましたが、電気事業法の改正により、今年4月に発電、小売電気事業を担う事業持株会社、北海道電力株式会社の下、送配電事業を担う北海道電力ネットワーク株式会社を分社化いたしました。

分社化に伴いまして、例えば、送配電設備の故障による停電については北海道電力ネットワークが対応に当たりますが、地震、台風などの大規模災害時には、北海道電力と北海道電力ネットワークが連携を図りながら、これまでどおり迅速な復旧対応を行います。

原子力災害についても同様に、万一、原子力災害が発生した際には、北海道電力と北海道電力ネットワークが一体となって原子力災害対応を行うことなどを事業者防災業務計画に追記しております。

分社化以外では、法令の改正や法定様式の変更、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正などに伴いまして、所要の修正を行ったものでございます。

今年3月の主な修正点は以上です。

今後とも、適宜、計画の見直しを行いまして、事業者防災業務計画の充実化を図ってまいりたいと考えております。

資料1の説明は以上です。

続きまして、資料2、原子力損害賠償実施方針をご覧ください。

この損害賠償実施方針につきましては、2018年12月に、万一、原子力事故が発生した場合の原子力損害の被害者の保護に万全を期すため、所要の措置を講じることを目的として、原子力損害の賠償に関する法律が改正されまして、原子力事業者に対して方針の作成と公表が義務づけられたものでございます。

当社は、福島第一原子力発電所のような事故を決して起こさないという強い決意の下、泊発電所の安全性向上に努めておりますが、万一、原子力事故が発生した場合に迅速かつ適切な損害賠償を実施するための備えとしまして、国が示すガイドラインを参考に、この損害賠償実施方針を作成し、今年の3月31日に公表してございます。

それでは、内容について順を追ってご説明いたします。

2ページをご覧ください。

ゴシックで「3」と書かれた項目でございます。

原子力事業者は、法令等に基づきまして、原子力事故による損害について損害賠償措置を講じることを義務づけられております。

当社では、保険契約などの賠償措置を講じておりまして、その措置の対象が泊発電所の原子炉の運転と核燃料物質等の運搬であることをここでは記載してございます。

続いて、ゴシックで「4」と書かれている項目です。

ここから次の3ページにかけては、当社が講じている損害賠償措置の内容を記載しております。

当社では、民間保険会社の団体と原子力損害賠償責任保険契約を締結しており、また、国とも原子力損害賠償補償契約を締結しております。

ここでは、原子炉の運転などの種類ごとに、各契約でそれぞれ賠償に充てることのできる損害の範囲や金額などを記載しております。

続きまして、4ページをご覧ください。

ここからは、損害賠償の実施方法と賠償を迅速かつ適切に実施するための方策を記載しております。

(1) につきましては、賠償の実施に関する当社の基本的な考え方を記載しておりまして、常に被害に遭われた方の救済と安心の確保を最優先に考え、賠償の内容、手続において柔軟な対応に心がけ、被害に遭われた方々の公平性が確保されるよう配慮することを基本的な考え方としてお示ししております。

(2) と (3) では、被害を申し出いただく当社窓口の開設と受付の方針を記載しております。

窓口を開設したときは、報道機関などを通じて広く周知いたします。

また、窓口では、相談内容に応じて柔軟に対応するとともに、受付においても提出いただく書類を必要最小限にとどめるなど、迅速に手続を進めてまいります。

(4) では、被害額の算定等の交渉と賠償金の支払い方針を記載しております。

被害に遭われた方と解決に向け、個別の具体的な事実関係等を確認しながら、お互いの合意を積み重ねていくことや、賠償金は迅速に支払うこと、また、示談書を取り交わした時点で予測できなかった新たな損害が判明した場合も、解決に向けて誠実に対応し、合意を積み重ねていくことをお示ししております。

(5) では、賠償を迅速かつ適切に、また柔軟に行うための方針を記載しております。

賠償を迅速かつ適切に行うため、あらかじめ社内マニュアルにより、具体的な業務処理手続や体制を確保しております。また、賠償を迅速、柔軟に行うため、被害状況に応じて仮払いを行うことなどをお示ししております。

続きまして、5ページをご覧ください。

6では、取得した個人情報の適正な管理、7では、迅速かつ適切な賠償を行うためには、国や関係機関との情報共有等を迅速かつ適切に行う必要があることから、平時から関係機関等と連絡先を確認しておくなどの方策を記載してございます。

8と9は、原子力損害賠償紛争審査会に関する記載となります。

原子力損害賠償紛争審査会は、原子力事故による損害賠償に関して、紛争が生じた場合

に、和解の仲介を行い、また、自主的な解決に向けた原子力損害の範囲などに関する一般的な指針を定めることを目的に、文部科学省に設置される機関でございます。

8では、被害に遭われた方から審査会に和解・仲介手続の申立てがあった場合に誠実かつ迅速に対応することや、和解案が示された場合に当社は和解案を尊重するなど、和解・仲介手続が長期化しないよう努めることなどをお示ししております。

9では、審査会により原子力損害の範囲などに関する指針が定められた場合は、指針の考え方を参考として、損害賠償を迅速かつ適切に進めること、指針に示されていない損害についても、個別事情を踏まえて適切、柔軟に対応することを記載しております。

以上が主な記載内容となります。

資料2の説明は以上でございます。

続きまして、泊発電所の審査の状況についてご説明させていただきます。

現在、主に発電所敷地内の断層が将来活動する可能性のある断層、いわゆる活断層に当たるかどうかについて、継続して審査を受けております。

まずは、今年の会議の場でご説明させていただいた以降の対応状況を簡単に触れさせていただきます。

当社は、昨年2月の審査会合におきまして、規制委員会から現有する調査データではF-1断層と呼ばれる断層の活動性を否定できないとのコメントを受けたことを踏まえまして、昨年4月から9月にかけて、追加で開削調査を実施しております。

昨年11月には規制委員会による現地調査が実施されまして、追加調査箇所などをご確認いただいております。

その後、追加調査の結果に基づいて検討結果を取りまとめた上で、現地調査でいただいたコメントなども踏まえまして、今年4月の審査会合で改めてF-1断層は活断層ではないことを説明してございます。

以上がこれまでの対応状況となりますが、本日は、当社が用いている上載地層法という手法による断層の活動性評価と、追加で実施した調査の結果や調査結果に基づく検討結果を中心に説明させていただきます。

資料3の解説版と書かれたパワーポイント資料ですけれども、この資料は、北海道の原子力専門有識者会合におけるご助言を踏まえまして、一昨年の2月に作成しました。その後、審査の状況に応じ、適宜内容を更新しております。

お手元の資料は、至近の審査対応状況などを踏まえまして、今年6月に更新したものでございます。

資料3の後にA3判の資料4がございますけれども、この二つを一緒に当社のホームページに掲載してございます。

資料3の6ページをご覧ください。

上載地層法のご説明でございます。

発電所敷地内の断層が活断層ではないと評価するためには、断層が約12から13万年

前より新しい時代に活動していないことを評価する必要がございまして、当社では、上載地層法と呼ばれる手法により評価することとしております。

上載地層法は、断層による変位、変形、いわゆるずれが生じていない地層、これを上載地層と言いますが、この地層の年代を特定することで、断層の活動時期を特定する方法でございます。

この方法のポイントとしては、上載地層の基底面直下まで断層による変位、変形が生じていることと、上載地層が堆積した年代を12から13万年前より古い年代と特定することになります。

ページ中段のイメージ図をご覧ください。

まず一番左ですが、こちらでは断層が12から13万年前に堆積した上載地層①、一番上の層ですけれども、この基底面直下まで変位、変形を与えております。

このことから、上載地層①が堆積した12から13万年前よりも古い年代に活動したこととなり、この断層は活断層ではないと評価されます。断層が上載地層の基底面直下まで変位、変形を与えていることがポイントになります。

次に、真ん中のイメージ図をご覧ください。

こちらでは、12から13万年前に堆積した上載地層①にも断層の変位、変形が及んでおります。この場合、12から13万年前に堆積した上載地層①より新しい時代に断層が活動したことになり、この断層は活断層に該当することになります。

最後に一番右ですけれども、上載地層①に断層の変位、変形は及んでいませんが、断層の変位、変形が上載地層①の基底面直下まで達しておりません。下位の黄色の地層の途中で止まっております。

この場合、断層が活動したのは、上載地層①が堆積した後、または堆積する前の両方の可能性がございまして、断層が活断層ではないと否定できないことから、上載地層①は、上載地層法による断層の活動性評価には使用できないことになります。

このポイントを踏まえた上で、9ページの右側の模式図をご覧ください。

昨年実施した2か所の追加調査のうち、1か所の調査結果を図にしたもので、断層がある部分を拡大したものでございます。

活動性を評価する対象としている赤いF-1断層とその上位に認められるオレンジ色の小断層、これを性状などから関連するものと判断した上で、小断層が緑色の上載地層の基底面直下まで変位、変形を与えていることを確認でき、さらに、上載地層が約33万年前よりも古い時代に堆積したと特定できる地層に挟まれて堆積しているなど、周囲の地層との比較や堆積している状況から、約33万年前より古い年代に堆積した地層であると評価いたしました。

これは、6ページのイメージ図で言いますと、一番左側の図に該当いたします。

続きまして、10ページ右側の模式図です。

もう一か所の追加調査の結果を表したものでございます。

こちら、先ほどの調査箇所と同じくF-1断層と関連する小断層がピンク色の上載地層の基底面直下まで変位、変形を与えていることを確認できます。その上で、上載地層が約33万年前よりも古い時代に堆積したと特定できる地層に挟まれて堆積していることから、33万年前より古い年代に堆積したと評価いたしました。

続きまして、12ページをご覧ください。

今年4月、規制委員会に追加調査箇所を確認いただいた現地調査でのコメントを踏まえまして、さらに追加で調査を実施した上で、各調査に基づく検討結果を取りまとめ、改めて審査会合でご説明しております。

説明の内容としましては、一番上の囲みになりますけれども、いずれの調査箇所においても、F-1断層と関連する小断層による変位、変形が上載地層の基底面直下で止まっており、12から13万年前より古いと当社が評価する上載地層に変位、変形を与えていないことから、F-1断層が将来活動する可能性のある断層ではないことをご説明しております。

これに対しまして、真ん中の囲みの中の一番上になりますけれども、規制委員会からは、小断層による変位、変形が上載地層の基底面直下で止まっているという評価の妥当性を高めるため、さらにデータを拡充することのコメントをいただきました。

このコメントを少し補足しますと、15ページのCT画像をご覧ください。

これは、追加調査箇所の小断層が上載地層の基底面直下まで変位、変形を与えていることを確認するために撮影した複数のCT画像のうちの1枚です。

規制委員会からは、当社が提示しているCT画像だけでは小断層の変位、変形が上載地層の基底面直下で止まっているとの評価が難しい部分があるということで、評価に資するデータを拡充するようコメントがございました。

先ほどの12ページに戻っていただきまして、真ん中の囲みの中の上から二つ目でございます。規制委員会からのもう一つのコメントですけれども、上載地層の堆積年代を明らかにするために、地層の区分に関してさらに定量的なデータが必要であることから、各種分析や測定、例えば、礫の性状の調査や地層の硬さの度合いを測定するなど、必要なデータを拡充することといったコメントもいただいております。

このため、当社では今年4月以降、分析、測定などを追加で実施しまして、データを拡充の上、改めて当社の検討結果を取りまとめ、今後、審査会合などで説明していくこととしてございます。

なお、審査の主な課題のうちの残りの課題につきましては、17ページ以降に記載してございますけれども、本日は割愛させていただきます。

これらの課題につきましても、順次、審査会合などの場で説明できるよう準備を進めてまいります。

資料3と資料4の説明は以上となります。

最後に、資料5をご覧ください。

こちらは、昨年12月に判明しまして、今年5月に保安規定違反の監視と判断されました泊発電所放射性廃棄物処理建屋から放出している気体廃棄物の放出量の報告値誤りについてご説明いたします。

ご説明の前に、今回の報告値誤りにつきまして、道民の皆様のご信頼を損ねる結果となりましたこと、また、関係者の皆様にご迷惑をおかけしていることを心よりお詫び申し上げます。申し訳ございません。

初めに、事象の概要についてですが、泊発電所では、1号機から3号機の各号機の排気筒や放射性廃棄物処理建屋から放出している気体廃棄物の放出量を国、道庁さん、岩宇や後志の市町村さんに報告し、当社のホームページでも公表しております。

本件は、放射性廃棄物処理建屋から放出している気体廃棄物の放出量について、算定に誤りがあったものです。

まず、建屋からの気体廃棄物の放出についてご説明いたします。

3ページの建屋の概略図をご覧ください。

建屋では、放射線管理区域で発生した紙、布などの可燃物の焼却や防護服などの洗濯後に発生する廃液の処理などを行っておりまして、建屋の排気口や焼却炉の煙突から気体廃棄物を放出しております。

放出に当たりましては、フィルターなどの処理装置を通して放射性物質を十分低減した上で、保安規定で定める放出管理目標値を十分下回るように管理しながら放出しております。

今回、放出量の報告値に誤りが判明したのは、焼却炉の排ガスに含まれる気体廃棄物を測定し、放出量を算出した報告値で、図では赤い四角で囲っている部分になります。

焼却炉から放出される気体廃棄物の放出量を算定するため、焼却炉煙突から試料を採取する際には、配管などの腐食防止の観点から、放射性物質を含まない空気希釈しております。このため、気体廃棄物の放出量を算定する際には、空気希釈した効果を補正する必要がありましたが、補正を行わずに放出量を誤って算定しておりました。

5ページをご覧ください。

放出量の再算定についてでございます。

建屋では、試料と希釈する空気の流量の比率を概ね1対1となるよう管理していることから、希釈の効果を補正する係数は2程度となります。

さらに、空気の流量の実績状況から判断して、空気の流量が最大となり、最も試料が希釈される場合を保守的に考慮し、補正する係数2.5と確定しました。

この補正係数2.5を用いて、算定誤りが生じた1988年の泊発電所1号機試運転開始時に遡って建屋の放出量を再算定し、発電所全体の放出量を確認いたしました。

再算定の結果は下の表に記載してございます。

いずれの項目も、周辺公衆への影響がないように定めた放出管理目標値の概ね数万から数百万分の1程度と十分に下回っていることを確認いたしました。

次に、6ページをご覧ください。

今回の誤りに関する原因と再発防止対策でございます。

原因につきましては、設備の設計段階、建設段階、運用段階に分けて分析し、原因を踏まえて再発防止対策を策定しました。

一例として、表の原因欄の上から四つ目ですけれども、建設時の社内規程類に設備の設計部門や工事部門から放射性廃棄物の管理部門に対して設備に関する情報を引き継ぐルールがなかったことから、管理部門は空気による希釈効果の補正の必要性を認識できなかった点を挙げております。

この原因に対する再発防止対策として、設備の設計や工事を行う際には、設計工事部門は設備の運用に関連する全ての部署に情報を引き継ぐ仕組みを構築することといたしました。

次に、表の一番下でございますが、廃棄物の管理部門が算定方法の妥当性に関して、系統構成まで踏み込んで確認するなどの問いかける姿勢が足りなかった点がございます。

再発防止対策としては、算定方法の妥当性の確認などの際には、自分たちの所掌外の業務や設備にも踏み込んで確認するなど、問いかける姿勢を醸成する活動を実施いたします。

続いて、9ページをご覧ください。

本件報告値誤りを受け、類似した誤りの有無を確認するため、泊発電所で開催している安全に関わる全ての業務について、計測の方法が適切であるかの確認を、外部の専門家にご意見をいただきながら実施いたしました。

この確認の結果、類似した誤りはなく、計測方法が適切であることを確認しております。

確認の詳細は、10ページのA3判の資料になります。

後ほど、お時間がございましたらご覧いただければと思います。

現在、当社では、保安規定違反の監視と判断されました今回の事象を重く受け止めまして、安全文化や組織風土などを含めた組織要因を深掘りし、再発防止対策をより確実なものとするため、根本原因分析を実施してございます。

分析と分析に基づく評価は、専門的な知見や経験を有している外部の専門家のご意見をいただきながら進めておりまして、取りまとめ次第、お知らせさせていただきます。

当社からの説明は以上となります。

【村松原子力安全対策課長】 ただいま、北海道電力株式会社から幾つかご説明があったと思いますが、ご説明のあった事項につきまして、ご質問やご意見等はございませんでしょうか。

【共和町（小石川企画振興課長）】 2点お聞きしたいのですが、まず、資料3のスライド12の今後の対応のところ、7月上旬をめどに云々とあります。もう時期も7月下旬ですし、今後どのように進めていくのか、現在、分かっていたら教えていただきたいということが一つです。

それから、保安規定違反の関係で、根本原因分析を進めているということで、今後、取

りまとめ次第の報告ということですが、いつ頃をめどにやられているのでしょうか。

【北海道電力（泉グループリーダー）】 北海道電力の泉でございます。

1点目の資料3のスライド12で、今後どういう方向かというお話です。

これにつきましては、今、当社の評価結果を取りまとめて、ヒアリングを開始しております。既に2回ほどのヒアリングをしておりますが、引き続き、規制当局としっかり対応して、なるべく早く審査会合の場でご説明できるように努力を重ねてまいりたいと考えております。

【北海道電力（板谷グループリーダー）】 北海道電力の板谷でございます。

続きまして、2点目のご質問にお答えします。

放射性廃棄物の報告値誤りについての根本原因分析でございますけれども、概ね取りまとめの段階に入ってきてございます。できるだけ早いうちに皆さんのところにご報告できるように、今、まとめているところでございます。それほどかからずに報告できるのではないかと考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

【共和町（小石川企画振興課長）】 報告値誤りについてですが、共和町においても議会で報告いたしましたし、最後に根本原因分析が出た時点でまた報告する予定です。ほかの町村でも議会で報告したと聞いておりますので、この点はしっかり取り組んでいただきたいと思っております。よろしく願いします。

【北海道電力（板谷グループリーダー）】 心してまいります。

【村松原子力安全対策課長】 ほかに何かございますか。

私から一言ですが、今、共和町さんからもお話がありましたが、気体廃棄物の放出量については、1988年から31年間にわたり、誤った値を報告していたということでございます。これだけではなくて、同様に一昨年末も非常用発電機の端子の接続不良により保安規定違反とされたと思っております。この端子の接続不良は、設置当初から9年間にわたって見過ごされていたという状況が続いております。いずれも保安規定違反で法律に違反しているとされたというふうに聞いております。

こうしたことに対しましては、今ご説明いただきました細かい再発防止対策の確実な実行は当然といたしまして、原子力発電事業を行う事業者にとって、何よりも安全に対する地域の皆様の信頼というものが大事です。これは、先ほど北電さんからもお話がありましたが、信頼を損ねる結果となったというお話がございました。地域の皆様の信頼が大変重要であると我々は思っております。

本日、この場でいろいろとご説明いただきましたが、こういう場だけではなくて、社員の皆さんが各市町村に足を運んでいただいて、地域の方々へ丁寧な説明をしっかりと行って、御社が信頼回復に全力で努めていただければと思います。よろしく願いします。

【北海道電力（板谷グループリーダー）】 大変申し訳ございません。しっかりと取り組

んでまいります。

【村松原子力安全対策課長】 最後に、全体を通して何かご質問等があればお受けいたします。

(「なし」と発言する者あり)

3. 閉 会

【村松原子力安全対策課長】 特になければ、以上をもちまして、原子力防災に関する連絡会議を終了いたします。

本日は、ご多用の中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

以 上